

# 債務保証損失引当金と債務保証引当金

松 本 敏 史

- I はじめに
- II 債務保証損失の発生過程
- III 現金主義的処理
- IV 発生主義による処理——債務保証損失を見積計上する場合——
- V 発生主義による処理——債務保証額を見積計上する場合——
- VI 新たな会計処理方法の提起——対照勘定の段階的取り崩し——
- VII むすび

## I はじめに

債務保証損失引当金は、債務の保証先である子会社や下請け企業の財政状態が悪化した場合に設定される引当金である。ところがその繰入額については2つの方式が対立している。ひとつは債務保証に伴う損失額、すなわち弁済額の回収不能見積額（貸倒見積額）を繰入額とするものであり、そしていまひとつは将来の債務支払額（弁済額）を見積計上するものである。わが国の企業会計原則注解注18（以下、「注解18」と略称する）は前者の方式を示し、国際会計基準第37号（以下、「IAS37号」と略称する）は後者の方式を規定している。以後、前者を債務保証損失引当金、後者を債務保証引当金として区別する。

ところで債務保証損失引当金あるいは債務保証引当金は修繕引当金や退職給付引当金のように通常の経営活動に伴う財貨・役務の費消を対象とするものではない。債務保証という特殊な法律行為によって生じる権利、義務が対象となる。したがって、これらの引当金を考察する場合、背後の法律関係を無視することはできない。

まず、注解18の規定に従い、弁済額の回収不能見積額（貸倒見積額）を繰り入れる場合の債務保証損失引当金である。この場合の引当金はその設定方式から求償権（求償権としての未収金）の評価勘定となる。ところが債務保証損失引当金の設定時には、これを控除すべき求償権が存在しない。なぜなら求償権を取得するのは破綻した保証先の債務を実際に弁済した時点であり、保証先の財政状態が悪化した時点ではないからである。そのため債務保証損失引当金は負債として計上されるが、しかしその場合には引当金の金額が将来の支出額（弁済額）に一致しないという新たな矛盾が生じる。結局、債務保証損失引当金は、それ自体財政状態計算上の意味をもたない貸方勘定、いいかえ

れば収益費用中心観のもとに将来の債務保証損失を見積計上する際の相手勘定として位置づけられることになる。

これに対して、IAS 37号のように将来の支出見積額を引当金に繰り入れる場合には上記の矛盾は生じない。その貸借対照表上の性格は将来の支出額を表す負債勘定として位置づけられる。ところが問題は相手勘定である。この場合、負債の計上は純資産を減少させることから、相手勘定は費用となる。資産負債中心観のもとではこの処理方法に形式上の矛盾はない。しかし債務保証損失の実質は債務の弁済にあるのではなく、その弁済によって取得した求償権の貸倒れにある。したがって収益費用中心観からは、支出の可能性が高まった時点で費用を計上するこの処理方法に強い違和感を覚えることになる。

ではこれらの矛盾を解消する処理方法は存在するのであろうか。小稿では、債務保証損失の内容とその発生過程を確認し、各種の会計処理方法がもつ矛盾点や問題点を整理したうえで最も妥当と思われる処理方法を模索している。

## Ⅱ 債務保証損失の発生過程

債務保証とは、主たる債務者が債務を履行しない場合、保証人が主たる債務者に代わってその債務を履行する義務（保証債務）を負うことをいう<sup>1</sup>。いいかえれば、「債務保証」とは他人の債務を保証する行為をいい、それによって負担する債務が「保証債務」である。債務保証損失引当金はこの債務保証取引によって被る損失を対象とするが、その取引過程は次のようになる。

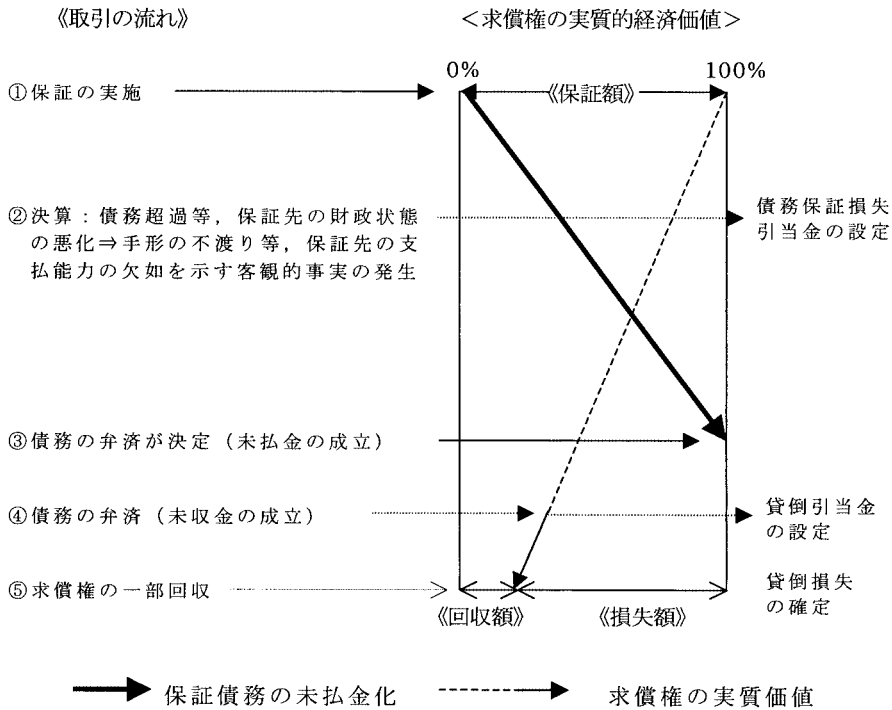
たとえば、A社に特殊部品を納入しているX社が銀行から借り入れをする際、A社がその保証人になったとする。これによってA社は保証債務を負うが、X社の支払能力が維持される限り、A社に具体的な負担は生じない。ところがX社が支払不能の状態に陥れば、債権者である銀行は保証人A社に対して債務の履行を請求する。それによって保証債務は支払債務に転化し、A社はX社の借入金を銀行に弁済することになる。

ただしA社の支出がそのまま損失の発生を意味するわけではない。なぜならここでA社の弁済は主たる債務者に対する一種の貸付であり、A社はX社に対して弁済額の支払いを求める権利、すなわち求償権<sup>2</sup>を得るからである。とはいえ、保証人が債務を弁済す

1 債務保証とは「広義では、第三者が債務者のために、その債務の履行を保証すること。通常は、金融機関が取引先等である債務者の依頼に基づき、保証料を取って債務の履行を保証すること。」（内閣法制局法令用語研究会『有斐閣 法律用語辞典』有斐閣、1993年、539ページ。なお、本稿で考察対象としているのは債務保証を業としている金融機関ではなく、一般事業会社によって行われている債務保証取引である。

2 求償権とは「弁済した者が、他人に対して、その返還又は弁済を求める権利。例えば、連帯債務者のノ

第1図 債務保証損失の発生過程



るのは主たる債務者が破綻し、その支払能力が失われている場合である。したがって弁済額の回収は通常困難であり、多くの場合は貸し倒れる。それによって保証人 A 社が被る損失が債務保証損失にほかならない。

第1図は、保証債務が偶発債務から確定債務に移行していくプロセス（太線）と、潜在的な求償権（細点線）が未収金として確定し、その価値が減価していくプロセス（細実線）を時系列の形で表している。

なお、法律上は、保証債務の履行請求を受けた③の時点で支払義務が発生し、保証人が自己の財産によって主たる債務者の債務を弁済した④の時点で求償権を取得する<sup>3</sup>。税法が④の時点で求償権に対する貸倒引当金の設定を認めているのもそのためである。<sup>4</sup>

1、一人又は保証人が債務を弁済し、他の連帯債務者又は主たる債務者が、それによって債務を免れたときに、その分について返還を求める場合などがある。」（同書、244 ページ）。

3 民法第 459 条①「保証人カ主タル債務者ノ委託ヲ受ケテ保証ヲ為シタル場合ニ於テ過失ナクシテ債権者ニ弁済スヘキ裁判言渡ヲ受ケ又ハ主タル債務者ニ代ハリテ弁済ヲ為シ其他自己ノ出捐ヲ以テ債務ヲ消滅セシムヘキ行為ヲ為シタルトキハ其保証人ハ主タル債務者ニ対シテ求償権ヲ有ス」。ここで「裁判の言渡を受けるとは、その裁判が確定することを意味する」（我妻栄『新訂債権総論（民法講義Ⅳ）』岩波書店、1964 年、492 ページ）。「保証人は、主たる債務者に代わって弁済するのであって、もともと自分の負担部分というものはないわけである。だから代わりに弁済したときは、主たる債務者に対して求償権をもつことになる。（中略）保証人は、主たる債務者の委託に基づくか否にかかわらず、自己の出捐によって主たる債務者を免責させた場合に、求償権を取得する」（遠藤浩也編『民法（4）債権総論』有斐閣、1974 年、163 ページ）。

4 法人税取扱通達 基本通達 11-2-16（平成 14 年）によると、法人税法第 52 条第 2 項（貸倒引当金）に規定されている「その他これらに準ずる金銭債権」には「保証債務を履行した場合の求償権」が含まれる。

さて、以上の取引が一会計期間内に完結するのであれば、会計上とくに議論すべき問題は生じない。ところが一連の過程が完了する前に決算日が到来すれば様々な問題が生じる。とりわけ問題となるのが、決算日に保証先の財政状態が著しく悪化している場合である。もちろんその場合にも特段の処理を行わず、保証人が主たる債務者の債務を弁済した時点で初めて記帳する方法もある。これに対して、保証先の財政状態が悪化した時点で将来の損失を見積計上するのが引当金の設定である。そしてその記帳方法に費用収益中心観的なものと資産負債中心観的なものがあることはすでに述べた。以下、次の設例を用いながら各種の処理方法の特徴と問題点を整理していく。

### 【設例】

- ① 債務保証の実行（保証額 100）
- ② 決算：保証先の財政状態悪化（予想弁済額 100，回収見積額 30）
- ③ 弁済義務の確定（債務額 100）
- ④ 弁済の実行（支出額 100）
- ⑤ 未収金の回収（回収額 20）

## Ⅲ 現金主義的処理

### 1. 支出額を費用として計上

まず考えられるのが、弁済による支出が生じるまで処理を行わず、弁済額を損失に計上し、回収額があればそれを利益とする方法である。

#### 【仕訳例 1-1】

- ④ 弁済の実行（支出額 100）
 

（債務保証損失）	100	（現金預金）	100
----------	-----	--------	-----
- ⑤ 未収金の回収（回収額 20）
 

（現金）	20	（償却債権取立益）	20
------	----	-----------	----

### 2. 支出額を貸付金として計上

債務者の財政状態を考えれば弁済額の回収可能性は極めて疑わしい。したがって弁済を行った時点で、その支出を資産の喪失（損失）として認識するのが上記の方法である。しかし弁済は法的には債務者に対する一種の貸付（立替払い）であり、簿記上は交換取引として理解するのが一般的である。その理解に従うと次の処理方法になる。

#### 【仕訳例 1-2】

- ④ 弁済の実行（支出額 100）

(未収金)	100	(現金預金)	100
⑤未収金の回収 (回収額 20)			
(現金)	20	(未収金)	100
(貸倒損失)	80		

### 3. 弁済額の回収不能額を見積計上

上記の方法と同じく弁済額を未収金として計上し、そしてその回収不能見積額を貸倒引当金によって計上すると次の処理方法になる。

#### 【仕訳例 1-3】

##### ④弁済の実行 (支出額 100)

(未収金)	100	(現金預金)	100
(貸倒引当金繰入額)	70	(貸倒引当金)	70

##### ⑤未収金の回収 (回収額 20)

(現金)	20	(未収金)	100
(貸倒損失)	80		
(貸倒引当金)	70	(貸倒引当金戻入額)	70

この方法は厳密には現金主義による処理方法ではない。なぜなら未収金の回収不能額が確定する前に貸倒損失を見積計上しているからである。しかしこの方法も保証先の財政状態が悪化した時点 (第1図②) で損失を認識せず、主たる債務者の債務を弁済した後には損失を認識する点で前二者の処理方法と共通する。そのためこれを現金主義的な処理方法として分類した。なお、この方法は、求償権を取得した時点で貸倒引当金を設定する税法規定と符合する<sup>5</sup>。

## IV 発生主義による処理 ——債務保証損失を見積計上する場合——

### 1. 将来の債務保証損失を見積計上

前節の処理方法では債務の弁済後 (第1図④以後) に損失が計上されるが、債務保証

5 なお、債務者の財政状態が破綻し、(イ) 会社更生法又は金融機関の更正手続の特例等に関する法律の規定による更正手続開始の申し立て、(ロ) 和議法の規定による和議開始の申し立て、(ハ) 破産法の規定による破産の申し立て、(ニ) 商法の規定による整理開始又は特別清算開始の申し立て、(ホ) 手形交換所による取引停止処分という客観的な事実が発生した場合、当該個別評価金銭債権の額 (当該債権者に対する金銭債権の額から、すでに受け入れた金額があるため実質的に債権とみられない部分の金額、担保権の実行、金融機関又は保証機関による保証債務の履行その他により取立て等の見込みがあると認められる部分を除いた金額) の100分の50に相当する金額を貸倒引当金に繰り入れることができる (法人税法施行令第96条①三)。

損失は保証先の財政状態が悪化した時点（第1図②）ですでに発生しているとする思考が有力である。この点については次の説明がわかりやすい。

「会社は関係会社等の必要資金を直接融資によってまかなっても、また保証契約を締結して金融機関から関係会社等に融資してもらい、その借入金の返済を保証する形をとっても、関係会社等に対して果たそうとする経済的機能は同じである。直接融資をすれば、その債務の回収の可能性が問題となり、保証債務を負えば、その履行請求に基づく損失の負担の可能性が問題となるわけであり、この点からすれば、直接融資も保証債務も同一内容のリスクを負うことになる<sup>6</sup>」。つまり直接融資の場合には最初に貸付金を計上し、融資先の財政状態が悪化した時点（その回収可能性に疑念が生じた時点）で貸倒引当金を設定する。であれば「直接融資と同じ内容のリスクを負っている保証債務の場合、主たる債務者の資産状態が著しく悪化し、保証債務に基づく損失負担の可能性が極めて高いときには、回収不能と見込まれる債権部分に対し貸倒引当金を設定する場合と同様、保証債務損失引当金を計上しなければならない蓋然性が認められる<sup>7</sup>」。

この説明を敷衍すると、直接融資のリスクは貸付金の貸し倒れであり、債務保証のリスクは求償権の貸し倒れである。第1図でいえば、求償権を表す細線（点線と実線）部分を貸付金と読み替えるとき、それが貸付金の回収可能性の低下（貸付金の減価）のプロセスを表すことになる。ただし直接融資の場合は「支出（＝貸付）⇒債務弁済能力の喪失（債権の回収リスクの発生）⇒貸倒損失の発生」として取引の最初に支出があるのに対して、債務保証の場合は「保証⇒債務弁済能力の喪失（求償権の回収リスクの発生）⇒支出⇒貸倒損失の発生」として取引の後半に支出がある。そのため、債務保証の場合はリスクの測定対象となるべき資産が具体的な形で存在しない。この点が両者の会計処理を異なったものにする。

具体的に述べると、直接融資では支出時に貸付金が認識されるため、融資先の財政状態が悪化すれば、それを反映した回収不能見積額を当該貸付金から控除できる。一方、債務保証についても保証先の財政状態が悪化すれば主たる債務者の債務の弁済の可能性が高まるとともに、その弁済額の回収可能性が低下する。したがって当該取引では、当初偶発債務にすぎなかった保証債務が支払債務として徐々に顕在化していくにつれ、その履行によって取得する可能性が高まりつつある求償権の回収不能見積額を債務保証損失引当金に繰り入れることになる。

6 村山徳五郎監修『制度会計・法会計の実務』中央経済社、1989年、498ページ。

7 同書、499ページ。内川菊義教授も両者の違いは支出時点にあるにすぎないとして次のように述べておられる。「保証債務と貸金の場合、ともに、債務者の債務支払能力を信頼することによって成立する信用取引であり、主たる債務者の債務支払能力が欠如する場合には、ともに損失をこうむる結果となるのである。ただ、両者の違いは、貸金の場合にははじめに現金の支出があり、保証債務の場合にはおわりに現金の支出がある、ということである」（内川菊義「貸倒引当金と債務保証損失引当金—旧著の謬見に対する反省を含めて—」『会計』第154巻第4号、1998年、117ページ。

ところがこの債務保証損失引当金については控除の対象となるべき資産が存在しない。なぜならば求償権が未収金として確定するのは弁済の実施(④)以降であり、それまでの求償権は偶発債権(点線部分)にすぎないからである<sup>8</sup>。そのため債務保証損失引当金は負債として計上されるが、問題はその金額にある。つまり引当金の金額が将来の支出額(弁済額)に一致しない。結局、債務保証損失引当金は損益計算に誘導される形で現れる貸借対照表の貸方勘定、企業会計原則注解18の用語に従えば「将来の特定の費用又は損失であって」「当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として」計上するための相手勘定としての機能だけが残ることになる。この思考を忠実に反映したのが次の会計処理である<sup>9</sup>。

### 【仕訳例 2-1】

②決算：保証先の財政状態悪化(予想支出額100, 回収見積額30)

(債務保証損失引当金繰入)	70	(債務保証損失引当金)	70
---------------	----	-------------	----

④弁済の実行(支出額100)

(債務保証損失引当金)	70	(現金)	100
-------------	----	------	-----

(債務保証損失)	30		
----------	----	--	--

⑤未収金の回収(回収額20)

(現金)	20	(償却債権取立益)	20
------	----	-----------	----

## 2. 債務保証損失を見積計上, 求償権を未収金として計上

収益費用中心観に徹するとき、会計処理の重点は当期が負担すべき債務保証損失の認識と測定におかれる。上記の仕訳例はその典型である。しかしその場合にも財政状態の

8 貸付の場合は、最初に自己の財産の出捐がある。

9 ここでの仕訳例は中村教授、森川教授の次の解説を参考にしてている。

まず中村教授は次の仕訳例を示されている(中村 忠『新訂 現代会计学』白桃書房, 1982年, 123-124ページ)。

「(1) 取引先 A 商店の債務保証をしているが、同商店の財政状態が悪化しているので、決算に際し ¥500,000 の債務保証損失引当金を設定する。

(借) 債務保証損失引当損	500,000	(貸) 債務保証損失引当金	500,000
---------------	---------	---------------	---------

(2) 同商店が倒産し保証した債務 ¥950,000 を小切手を振出して支払った。

(借) 債務保証損失引当金	500,000	(貸) 当座預金	950,000
---------------	---------	----------	---------

債務保証損失	450,000		
--------	---------	--	--

保証した債務を本人に代わって支払った場合は、本人に対して求償権が生ずるが、本人が倒産してしまったので損失として処理せざるを得ない」

森川教授の設例は次のとおりである(森川八州男『精説簿記論〔I〕』白桃書房, 1984年, 327ページ)。

「(1) 決算において、かねてより債務保証をしている子会社秋田工業 KK の財政状態が著しく悪化したために、債務保証損失引当金 ¥1,500,000 を設定した。

(2) 翌期に、秋田工業 KK が倒産したために、同社にかわってその債務 ¥2,000,000 を小切手で弁済した。なお、同社の財政状態からみて、これは回収不能と判断された。

(1) (借) 債務保証損失引当損	1,500,000	(貸) 債務保証損失引当金	1,500,000
-------------------	-----------	---------------	-----------

(2) (借) 債務保証損失引当金	1,500,000	(貸) 当座預金	2,000,000
-------------------	-----------	----------	-----------

債務保証損失	500,000		
--------	---------	--	--

変動をできるだけ忠実に反映しようとしているのが、平成11年に日本公認会計士協会が公表した『監査委員会報告第61号 債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い』（以下、報告第61号と表記する）である。この報告第61号は債務保証損失引当金の設定について次のように述べている。

「主たる債務者の財政状態の悪化等により、債務不履行となる可能性があり、その結果、保証人が保証債務を履行し、その履行に伴う求償債権が回収不能となる可能性が高い場合で、かつ、これによって生ずる損失額を合理的に見積もることができる場合には、保証人は、当期の負担に属する金額を債務保証損失引当金に計上する必要がある。（中略）②貸借対照表における債務保証損失引当金の表示については、一般の引当金と同様にワンイヤールールに従い、流動負債又は固定負債に区分する。③保証債務について履行請求を受けた場合には、負担すべき債務を未払金等に計上する。また、求償すべき債権については未収入金等に計上し、当該債権に対する回収不能見積額を直接控除するか又は貸倒引当金として計上する。<sup>10</sup>」。

この報告第61号も保証先の財政状態が悪化した時点で債務保証損失引当金を負債の部に計上するものとしており、その繰入額は将来取得する弁済額の回収不能見積額である。したがってこの引当金も注解18の債務保証引当金と同じく、特定資産の評価勘定でもなければ、将来の特定の支出額を表す負債勘定でもない。当期に計上された債務保証損失の相手勘定である。

しかしその一方で報告第61号は債務保証にともなって生じる支払義務や求償債権を未払金や未収入金等として計上し、さらに求償債権から回収不能見積額を控除するように求めている。この報告第61号に沿った仕訳例が吉野昌年編著『会計処理ガイドブック』に示されている。その仕訳例を先の【設例】に置き換えると次のようになる。

#### 【仕訳例 2-2】

②決算：保証先の財政状態悪化（予想支出額100，回収見積額30）

（債務保証損失引当金繰入額）	70	（債務保証損失引当金）	70
----------------	----	-------------	----

③弁済の確定（確定額100）

仕訳なし

④弁済の実行（弁済額100）

（未収入金）	100	（現金預金）	100
（債務保証損失引当金）	70	（債務保証損失引当金戻入益）	70
（貸倒引当金繰入額）	70	（貸倒引当金）	70

この弁済の実行時に債務保証損失引当金を取り崩し、貸倒引当金を設定する仕訳も報

10 日本公認会計士協会「監査委員会報告第61号 債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い（平成11年2月22日）」『JICPA ジャーナル』第525号，1999年，111-112ページ。



告第 61 号の規定に従っている<sup>11</sup>。

### 3. 債務保証損失を見積計上、弁済義務を未払金として計上

上記の仕訳例では債務の弁済時に支出額を未収金として計上し、その回収不能見積額を貸倒引当金に繰り入れている。しかしこの処理方法でも報告第 61 号の要求を満たしてはいない。なぜなら同報告が「保証債務について履行請求を受けた場合には、負担すべき債務を未払金等に計上する」と述べているにもかかわらず、この仕訳例ではその処理が行われていないからである。

では弁済額を未払金として計上する場合、いかなる仕訳が行われるのであろうか。それを示しているのが監査法人トーマツの『会計処理ハンドブック〈第2版〉』である<sup>12</sup>。そこでの仕訳例を先の【設例】に置き換えるならば次のようになる。

#### 【仕訳例 2-3】

##### ②決算：保証先の財政状態悪化（予想支出額 100，回収見積額 30）

（債務保証損失引当金繰入額）	70	（債務保証損失引当金）	70
----------------	----	-------------	----

##### ③弁済義務の確定（債務額 100）

（債務保証損失）	100	（未払金）	100
（債務保証損失引当金）	70	（債務保証損失引当金戻入益）	70

この仕訳例にあるように、未払金の相手勘定は損失である。これは未払金の計上による純資産の減少を費用とするものであり、資産負債中心観における費用認識方法となっている。

### 4. 債務保証損失を見積計上、弁済義務と求償債権を同時に認識

上記の『会計処理ハンドブック』には債務を弁済した時の処理方法が示されていない

11 「④債務保証損失引当金を計上した保証先の債務不履行により、債権者に対して保証債務を履行した場合、又は保証債務の履行を請求された場合には、債務保証損失引当金の目的取崩となるが、通常、保証債務の履行に伴い、主たる債務者に対して求償債権が生じるため、目的取崩に対応する損失は求償債権に対する貸倒引当金繰入額又は貸倒損失として発生する。この債務保証損失引当金の目的取崩と貸倒引当金繰入又は貸倒損失処理は一連の会計処理と考えられるため、原則として、債務保証損失引当金の目的取崩額と貸倒引当金繰入額又は貸倒損失は、相殺後の純額で表示する。この場合、相殺する対象は、個別の相手先ごととする。」（同書、112 ページ）。

中野常男教授（『複式簿記会計原理』中央経済社、1998 年、323 ページ）と桜井久勝教授（『財務会計講義〈第3版〉』中央経済社、2000 年、246 ページ）も同様の仕訳例を示しておられる。すなわち債務の弁済時にその支出額を貸付金（中野教授）あるいは債務保証求償債権（桜井教授）として計上するものとされており、弁済義務の確定時点で未払金を認識されない。

なお両教授とも債務保証の実行時（第1図①）に（借）保証債務見返××（貸）保証債務××の備忘記録を行うものとされているが、債務保証損失引当金の取崩時点が異なる。すなわち桜井教授の場合は債務の弁済時（④）に債務保証損失引当金を取り崩し、改めて債務保証求償債権に対する貸倒引当金を設定するものとされているのに対し、中野教授の場合は求償権の回収不能額が確定した時点（⑤）で債務保証損失引当金を取り崩すものとされている。

12 監査法人トーマツ『会計処理ハンドブック〈第2版〉』中央経済社、2003 年、522-523 ページ。

い。そこでこの部分を補充すると次の仕訳が行われるはずである。

④ 弁済の実行（支出額 100, 回収見積額 30）

（未払金）	100	（現金預金）	100
-------	-----	--------	-----

この仕訳は前述の【仕訳例 2-3】における

（未収金）	100	（現金預金）	100
-------	-----	--------	-----

に代わるものである。すなわち【仕訳例 2-2】では債務の弁済時に求償権を未収金として認識しているが、【仕訳例 2-3】では未収金を認識していない。それは弁済義務が確定した時に計上した未払金と債務の弁済額が相殺されるからである。つまり、報告 61 号が「保証債務について履行請求を受けた場合には、負担すべき債務を未払金等に計上する。また、求償すべき債権については未収入金等に計上し」と述べているにもかかわらず、弁済義務を計上すれば求償権を計上できず、逆に求償権を計上しようとすれば弁済義務を無視しなければならないという奇妙なジレンマに陥るのである。では、いかなる仕訳によって弁済義務と求償権の両者を認識することができるのであろうか。

この疑問に対するひとつの解答が村山徳五郎監修『制度会計・法会計の実務』<sup>13</sup>にある。本書の仕訳例は報告第 61 号の母体となった日本公認会計士協会会計制度委員会の「債務保証損失引当金の会計処理（中間報告）」（昭和 55 年 7 月）を解説したものであり、これを先の【設例】にあてはめると、以下の一連の仕訳になる。

【仕訳例 2-4】

① 債務保証の実行（保証額 100）

（保証債務見返）	100	（保証債務）	100
----------	-----	--------	-----

② 決算：保証先の財政状態悪化（予想支出額 100, 回収見積額 30）

（保証債務損失）	70	（保証債務損失引当金）	70
----------	----	-------------	----

③ 弁済義務の確定（債務額 100）

（保証債務）	100	（保証債務見返）	100
--------	-----	----------	-----

（保証債務損失引当金）	70	（保証債務未払金）	100
-------------	----	-----------	-----

（保証債務求償権）	30		
-----------	----	--	--

④ 弁済の実行（支出額 100）

（保証債務未払金）	100	（現金預金）	100
-----------	-----	--------	-----

⑤ 未収金の回収（回収額 20）

（現金預金）	20	（保証債務求償金）	30
--------	----	-----------	----

（債務保証損失）	10		
----------	----	--	--

この仕訳の特徴は弁済義務の確定時に未払金だけでなく求償権も同時に認識している点にある。しかしこの仕訳においても問題が完全に解決されているわけではない。なぜ

13 村山徳五郎監修『現代の経理総覧 第 1 巻 制度会計・法会計の実務』1989 年、500-502 ページ。

ならこの仕訳では弁済義務が確定した時点で求償権を計上しているが、求償権の行使が法的に可能になるのは基本的に自己の出捐によって主たる債務者の債務を履行した後だからである。いいかえれば、債務の弁済以前の求償権の行使はかなり限定されており、したがってこの処理方法を一般化することは無理があるように思われる。<sup>14</sup>

## V 発生主義による処理 ——債務保証額を見積計上する場合——

### 1. 債務保証額の見積りと国際会計基準第37号の引当金規定

前節で整理した各種の処理方法は基本的に収益費用中心観にもとづいており、引当金の設定は各期に負担すべき債務保証損失の見積計上を目的としている。その一方でこれ

14 代位弁済義務が確定すれば、限られた範囲内で求償権の事前行使が認められる。民法第460条の規定は次のとおりである。

「保証人カ主タル債務者ノ委託ヲ受ケテ保証ヲ為シタルトキハ其保証人ハ左ノ場合ニ於テ主タル債務者ニ対シテ予メ求償権ヲ行フコトヲ得

一 主たる債務者ガ破産ノ宣告ヲ受ケ且債権者カ其財団ノ配当ニ加入セサルトキ

二 債務者カ弁済期ニ在ルトキ但保証契約ノ後債権者カ主タル債務者ニ許可シタル期限ハ之ヲ以テ保証人ニ対抗スルコトヲ得ス

三 債務ノ弁済期カ不確定ニシテ且其最長期ヲモ確定スルコト能ハサル場合ニ於テ保証契約ノ後十年ヲ経過シタルトキ」。

ただし、求償権の事前行使には多くの制約がある（たとえば遠藤 浩・川井 健・原島重義・広中俊雄・水本 浩・山本進一編集『民法(4)債権総論〔第3版〕』有斐閣、1987年190-191ページ）。

また、東京地方裁判所昭和49年（行ウ）第187号法人税課税処分取消請求事件（昭和51年12月15日判決・請求棄却（原告控訴））では求償権の事前行使に対して極めて限定的な解釈が示されている。本件は債務の弁済前に計上した未収金の債権償却特別勘定への繰入（損金計上）を否認した葛飾税務署長に対し、その処分の取消を求めたものであるが、判決文は原告の請求を棄却し、その「理由」の中で次のように述べている。

「民法四六〇条により求償権の事前行使が可能であったとしても、元来求償権の事前行使は、保証人が免責行為をするに必要な費用の前払を受け得るという前払金請求権の性質を有するものであって、保証人が現実に出捐しなかったときは主たる債務者から受領した金額を返還しなければならないのみならず、民法六四一条に規定されているように、主たる債務者はその事前行使に対し種々の抗弁をなすことができ、無条件に行使し得るものではないことからすれば、主たる債務者が弁済期にあり、保証人が債務者から請求されているというだけでは事前求償権はいまだ不確定なものといわざるを得ず、会計処理上債権として計上する余地はないというべきである」。

原告の控訴による東京高等裁判所昭和51年（行コ）第92号法人税課税処分取消請求控訴事件（昭和52年7月28日判決・控訴棄却）の判決では、原判決の「理由」に次の文章が付加されている（一部）。

「保証債務は、前述のような不確定性をもつと同時に、他方その履行によって主債務者に対する求償債権を発生せしめるという特殊性を有するものの右求償権の発生自体は保証債務の履行を条件とする関係上、一般に保証債務を会計帳簿に仕訳する場合には「(借方)保証債務見返何円、(貸方)保証債務同円」と記載すべきものとされ、この両勘定は共同して保証債務の存在を表現し、両勘定は同時に発生し、同時に消滅し、常に相対照するとされ（このため両勘定を対照勘定という）、保証人が保証債務の履行をした場合にはじめてその弁済金額につき借方に未収金勘定として、他方これに対応する貸方に現金（または預金）勘定としてこれを記載すべきものとされ、保証人が未だ免責行為をしていない保証債務につき相手勘定に資産勘定である貸付金勘定を計上するような会計処理は認められていないのである。上に述べたことは、たとえ債権者が保証人に対して保証債務の履行を迫り、権利実行のための措置をとるようなことがあっても、その妥当性を失うものではなく、また、保証人が保証債務の履行のために約束手形を振り出し、債権者に交付したとしても、その支払がなされるか、または支払があったと同視すべき事実が発生しない限り、同様である。企業会計原則上の発生主義は叙上に反する控訴人の主張を根拠づけるものではなく、控訴人の主張は、被控訴人のいうごとく、ひきょう独自の見解に基づくものであって、採用できない」。

らの処理例では債務保証取引に起因する債権、債務の発生と消滅が完全な形で描写されていない。たとえば【仕訳例 2-2】では弁済義務（未払金）の発生が無視されており、また、【仕訳例 2-4】における弁済義務と求償権の同時認識は一般化できない。

ところでこの二つの処理例には一つの共通点がある。それは弁済義務の認識に伴う損失の計上を避けている点である。弁済義務の発生は罰金と同じように対価のない負債の増加であり純資産を減少させる。したがってこれを未払金として認識しようとするれば相手勘定を損失とせざるを得ない。しかしそれは資産負債中心観における損失観であり、未収金の回収不能額を債務保証損失と考える収益費用中心観の思考と矛盾する。この点が弁済義務の認識を躊躇させる基本的な理由であるように思われる。

これに対して、弁済義務の発生を損失として認識しているのが【仕訳例 2-3】である。ただしそれは収益費用中心観に基づいて債務保証損失引当金を設定しつつ、資産負債中心観に基づいて弁済義務を認識する混合型の処理方法となる。そこでこの仕訳例を構成する2つの部分のうち、後半の弁済義務の発生の認識そのものを引当金の設定目的とするのが、IAS 37号<sup>15</sup>の引当金である。ここで関連の規定を要約して示すと次のとおりである。

「引当金とは、時期又は金額が不確実な負債をいう。

負債とは、過去の事象から発生した企業の現在の債務で、その決済により、経済的便益を有する資源が企業から流出する結果となることが予想されるものである。

債務発生事象とは、法的債務あるいは推定的債務を引き起こす事象で、債務を決済する以外に現実的な選択肢をもたないものである。」（para. 10）

「引当金は、次の場合に認識されなければならない。

- (a) 企業が過去の事象の結果として現在の債務（法的又は推定的）を有しており；
- (b) 当該債務を決済するために経済的便益をもつ資源の流出が必要となる可能性が高く；かつ
- (c) 当該債務の金額について信頼できる見積りができる場合。

これらの条件が満たされていない場合には、引当金を認識してはならない。」（para. 14）

「引当金として認識される金額は、貸借対照表日における現在の債務を決済するために要する支出の最善の見積りでなければならない。」（para. 36）

そしてIAS 37号は「例示」として債務保証取引を取り上げ、次のように説明している。

15 IASB, International Accounting Standard No. 37, *Provisions, Contingent Liabilities and Contingent Assets*, 1999. 翻訳文は、日本公認会計士協会国際委員会『国際会計基準審議会 国際会計基準書 2001』同文館, 2001年, 677-709 ページに依拠している。

## 「例示9：単一の保証

1999年に、企業Aは企業Bの借入金について単一の保証を行った。その当時、企業Bの財政状態は健全であった。2000年中には企業Bの財政状態は悪化し、2000年6月30日に企業Bは和議の申請をした。

## (a) 1999年12月31日現在

過去の債務発生事象に起因した現在の債務－債務発生事象は保証の供与であり、それは法的債務を発生させる。

決済時における経済的便益をもつ資源の流出－1999年12月31日現在、経済的便益の流出の可能性は高くない。

結論－引当金は認識されない。保証は、経済的便益の流出の可能性がほとんどない場合を除き、偶発債務として開示される。

## (b) 2000年12月31日現在

過去の債務発生事象に起因した現在の債務－債務発生事象は保証の供与であり、それは法的債務を発生させる。

決済時における経済的価値をもつ資源の流出－2000年12月31日現在、債務を決済するために、経済的便益をもつ資源が流出する可能性は高い。

結論－債務の最善の見積りに対して引当金が認識される。」

IAS 37号によると、引当金は「時期又は金額が不確実な負債」であり、将来の損失を計上するための相手勘定ではない。それは「過去の事象の結果として」企業が負っている「現在の債務（法的又は推定的）」の認識を目的とする。したがってその金額は将来の損失見積額ではなく、当該「債務（法的又は推定的）」を「決済するために要する支出の最善の見積りでなければならない」。

ただしIAS 37号においても引当金の設定時期は注解18と同じである。つまり「①保証の実行」⇒「②保証先の財政状態が悪化」⇒「③弁済義務の確定」⇒「④弁済の実行」=「④求償権の取得」⇒「⑤求償権の貸し倒れ」の過程において、「②保証先の財政状態が悪化」した時点で「⑤求償権の貸し倒れ」を債務保証損失として見積計上するのが注解18の引当金である。これに対して、IAS 37号では②の時点で負債を認識し、「④弁済の実行」に伴う支出見積額を引当金として計上することになる。

ところで将来の債務保証損失ではなく、債務弁済額を引当金に繰り入れる場合、引当金と求償権の関係が問題になる。この点についてIAS 37号は次のように述べている。

「引当金を決済するのに必要な支出の一部又は全部を他人から補填されることが予想される場合に、企業が債務を決済すれば補填金を受け取れることがほぼ確実な場合に限り、補填金を認識しなければならない。当該補填金は、別個の資産とし

て処理しなければならない。補填金として認識される金額は、引当金の金額を超えてはならない。」（para. 53）

「損益計算書においては、引当金に関する費用は、認識された補填金と相殺して純額で表示してもよい。」（para. 54）

この規定によると、債務の弁済見積額を負債に計上し、未収金の回収可能額は別個に資産として計上することとなる。もちろん両者が同じ会計期間に計上されれば、負債の計上にもなって認識される損失と、資産の計上にもなって認識される利益が相殺され、その差額が債務保証損失の金額に一致する。しかし両者の計上期間が異なれば、注解 18 と IAS 37 号の間で期間損益に差異が生じることになる。

なお、IAS 37 号は損益計算書上で引当金繰入額と求償権の回収可能額の相殺を認めている。しかし、貸借対照表上での引当金と求償権の相殺を認めているわけではない。求償権の回収可能額は「別個の資産として処理しなければならない」。

以上の規定を本稿の【設例】にあてはめると次のような会計処理になると考えられる。

【仕訳例 3-1】 債務保証額を見積計上、債務弁済時に求償権を認識

②決算：保証先の財政状態悪化（予想支出額 100，回収見積額 30）

（債務保証損失）	100	（債務保証引当金）	100
----------	-----	-----------	-----

③弁済義務の確定（債務額 100）

（債務保証引当金）	100	（債務保証未払金）	100
-----------	-----	-----------	-----

④弁済の実行（弁済額 100）

（債務保証未払金）	100	（現金預金）	100
（債務保証求償金）	30	（求償権取得益）	30

⑤未収金の回収（回収額 20）

（現金預金）	20	（債務保証求償金）	30
（債務保証損失）	10		

上記④の仕訳にある求償権取得益は、求償権の取得による純資産の増加を利益として計上するものである。

## Ⅵ 新たな会計処理方法の提起 —— 対照勘定の段階的取り崩し ——

純財産の増減を損益の発生として認識する資産負債中心観の立場からすれば、弁済義務の発生を損失の発生とし、求償権の取得を利益の発生とすることに何ら形式上の問題

はない。しかしそこには強い違和感が残る。なぜなら債務保証損失の実質は求償権の貸倒れであるにもかかわらず、債務弁済額をそのまま損失とすることになるからである。

もちろんこの種の違和感は収益費用中心観に拘泥することから生じるのであり、資産負債中心観からは当然の処理方法であると結論づけるのも一つの方法である。しかし資産負債中心観の立場からも上記の処理方法には検討の余地がある。具体的に述べると、債務保証取引に伴う資産、負債の変動を正確に描写しつつ、上記の違和感を解消する処理方法の模索である。

これまで繰り返し述べたように、債務保証取引には弁済義務や求償権の発生がともなう。そのため報告第61号は債務保証損失の見積計上を要求するだけでなく、「保証債務について履行請求を受けた場合には、負担すべき債務を未払金等に計上する。また、求償すべき債権については未収入金等に計上し、当該債権に対する回収不能見積額を直接控除するか又は貸倒引当金として計上する」と述べて、権利、義務の発生を資産、負債の増加として認識するものとしている。しかし、弁済義務と求償権の両者を認識しようとすれば弁済義務の認識に伴う損失の計上と求償権の認識に伴う利益の計上を避けられない。逆にこれらの損益の計上を避ければ弁済義務の発生を無視せざるをえないというジレンマに陥った。

ではいかなる会計処理を行うとこのジレンマに陥ることなく、取引の実態を忠実に描写できるであろうか。実はその鍵は対照勘定にある。具体的には以下のような会計処理が考えられる。

#### 【仕訳例 4-1】

##### ①債務保証の実行（保証額 100）

他社の債務を保証した場合、偶発債務を負う。銀行等ではこの事実を、

(支払承諾見返)      ××      (支払承諾)      ××

の仕訳によって記帳し、借方は資産項目、貸方は負債項目として貸借対照表に計上する。<sup>16</sup> 一般企業においても債務保証契約を実施すれば、

(保証債務見返)      ××      (保証債務)      ××

の仕訳を行うものとされている。しかし、債務保証を業としない一般企業では、これらの勘定は総勘定元帳の上で備忘記録として存在するだけで、貸借対照表には計上されない。<sup>17</sup>

ここでこの仕訳の意味を再度確認しよう。まず貸方の「保証債務」は、主たる債務者が支払不能の状態に陥った場合、代わりに債務を決済すべき偶発債務を表し、そして借

16 銀行経理問題研究会編『銀行経理の実務〔第5版〕』金融財政事情研究会，2001年，399-400ページ。

17 【仕訳例 2-4】と同様，中野教授と桜井教授も上記の文献の中で保証債務見返勘定と保証債務勘定を使用されている。

方の「保証債務見返」は、主たる債務者に代わって債務を履行した場合、保証人が取得する求償権を表す。つまり両者は偶発債務と偶発債権として見合いの関係にあることから、債務保証を業としない一般企業ではこれを相殺し、債務保証額だけを注記事項にしているものと思われる。

しかし、債務保証を業としようとしまいと、保証人が他人の債務を保証した場合に負うリスクに変わりはない。債務保証の存在は、それがたとえ念書や保証予約の形であっても企業の直接的な倒産原因になりうる<sup>18</sup>。このことを考慮すれば、一般企業に限って両者のオンバランス化を否定すべき積極的な根拠は乏しい。しかしここでは通常の会計処理に従い、対照勘定はオフバランスのままとしておく。

なお、この対照勘定が表している偶発債務が支払債務として確定し、偶発債権が受取債権として確定する時点は必ずしも同じではない。通常は偶発債務が支払債務に転換し、その履行によって偶発債権が受取債権として確定する。

## ②決算（保証先の財政状態悪化：予想支出額 100、回収見積額 30）

保証先の財政状態が悪化すれば、決算で債務保証損失引当金が設定される。その際、未収金の回収不能見積額を繰り入れた引当金は当該求償権の評価勘定であり負債ではない。ところが貸借対照表にはこの引当金を控除すべき対象が存在しない。しかしこの矛盾は対照勘定のバランスが崩れたこの時点で将来取得する可能性がある求償権を保証債務見返勘定によってオンバランスすることで解決する。その場合、第2表のように、債務保証損失引当金は当該未収金の回収不能見積額を表すことになり、引当金の基本的性格とその表示方法が一致する。

ところで第2節で引用したように、債務保証損失引当金の設定根拠は債務保証を行っ

第1表 保証債務見返と保証債務の意味

総勘定元帳	
保証債務見返 100	保 証 債 務 100
↑	↑
潜在的な求償権	潜在的な債務弁済義務

18 「債務保証」「保証予約」「経営指導念書」が倒産原因となった企業として京樽、東海興業、東食（1997年に倒産）、大同コンクリート（1998年に倒産）が有名である。（「京樽、会社更生法を申請」『日本経済新聞社（朝刊）』1997年1月20日、「東海興業 更生法適用を申請」『日本産業新聞』1997年7月7日、「安易な念書株主にツケ 大同コンクリ自己破産 貸し手責任も課題」『日本経済新聞（朝刊）』1998年3月1日、「常識の蹉跌⑧ 自律経済への道筋」『日本経済新聞（朝刊）』1998年6月17日）。

なお、建設業については破綻前後の財務諸表に大きな乖離があり、その主要な原因の一つが保証類似行為（保証予約、経営指導念書の差し入れ）にあったことから、日本公認会計士協会は「監査委員会報告第61号 債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い」に先立って「業種別監査委員会研究報告第2号 建設業における債務保証及び保証類似行為に関する会計処理及び表示について（平成10年2月16日）」を公表している。



第2表 評価勘定としての債務保証損失引当金

貸借対照表		貸借対照表	
保証債務見返	100	保証債務	100
債務保証損失引当金	$\frac{\Delta 70}{30}$		
	↑		↑
顕在化しつつある求償権 の回収可能見積額		顕在化しつつある 弁済義務	

第3表 貸借対照表の比較 (債務保証の場合と直接融資の場合)

【保証の場合】		貸借対照表		【融資の場合】		貸借対照表	
諸資産	1,000	保証債務	100	諸資産	900		
保証債務見返	100			貸付金	100		
債務保証損失引当金	$\frac{\Delta 70}{30}$			貸倒引当金	$\frac{\Delta 70}{30}$		

た場合と直接融資を行った場合のリスクの同質性に求められていた。であれば貸借対照表上の表示方法にも同質性が要求されるはずである。仮に債務保証損失引当金を保証債務見返勘定(潜在的な求償権)の評価勘定として表示するならば、表示面においても直接融資と債務保証の間で同質性を維持することができる。第3表は、保証前あるいは融資前の資産を1,000とし、両者の表示方法を比較したものである。<sup>19</sup>

### ③弁済の確定(確定額100)

保証先の財政状態がさらに悪化し、支払不能状態に陥ると債権者が保証人に債務の履行を請求する。その時点でそれまで偶発債務であった保証債務が支払債務として確定する。その場合、一般には逆仕訳(反対仕訳)によって対照勘定を消去するものとされているが、この時点で求償権の取得可能性(偶発債権)が消滅したわけではない。むしろその可能性ははるかに高まっている。であれば保証債務見返勘定とその評価勘定である債務保証損失引当金勘定はそのまま維持し、貸方の債務保証勘定を消去すべきである。このように考えるとき、次の処理が行われることになる。

(保証債務)                    100                    (未払金)                    100

これによって貸借対照表は次のように変化する。

19 直接融資の場合は金銭の支出によって諸資産の金額が融資額だけ債務保証の場合よりも小さくなる。いかえれば、債務保証の場合の諸資産(1,000)から保証額(100)を控除した金額(900)が直接融資の場合の諸資産の金額(900)に一致する関係になる。

第5表 支払債務確定後の貸借対照表

貸借対照表			
保証債務見返	100	未払金	100
債務保証損失引当金	△70		
	30		

## ④ 弁済の実行（支出額 100，回収見積額 20）

保証人が債務を弁済すると、未払金が消滅し、同時に求償権を取得する。つまり偶発債権が金銭債権として確定するため、保証債務見返勘定を未収金に振り替えることになる。そして偶発債権の評価勘定である債務保証損失引当金を取り崩し、確定債権である弁済額の回収不能見積額を貸倒引当金によって表示する。具体的には次の仕訳を行う。

(未払金)	100	(現金預金)	100
(未収金)	100	(保証債務見返)	100
(債務保証損失引当金)	70	(債務保証損失引当金戻入益)	70
(貸倒引当金繰入額)	80	(貸倒引当金)	80

第5表 債務支払後の貸借対照表

貸借対照表			
未収金	100		
貸倒引当金	△80		
	20		
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">弁済額の回収可能見積額</div>	↑		

## ⑤ 未収金の回収（回収額 20）

そして未収金を回収し、貸倒額が確定すると次の仕訳を行う。

(現金預金)	20	(未収金)	100
(貸倒引当金)	80		

## Ⅶ む す び

前節で提起した処理方法が従来のそれと大きく異なる点は対照勘定の取り扱いにある。すなわち一般には、対照勘定に貸借対照表能力は与えられず、また条件が成就（偶発事象が発生）し、債務が確定した時点でこれを取り崩すものとされている。その典型が手形の裏書譲渡や割引に伴って行われていた従来の偶発債務の記帳であり、そしてこ

20 従来、手形の割引や裏書譲渡については偶発債務を対照勘定によって記帳するものとされてきたが、日本公認会計士協会の「会計制度委員会報告第十四号 金融商品会計に関する実務指針」（最終改正平 〳

これらの取引については対照勘定の同時取り崩しが一定の合理性をもつ。なぜなら、裏書譲渡や割引手形が不渡りとなった場合は、銀行や手形債権者に対する弁済義務の確定、その支払、求償権の取得という一連の過程が手形交換所を通じてほぼ同時に完了するからである。つまりその場合には対照勘定を段階的に消去しても、一気に消去しても結果は等しい。しかし債務保証取引の場合は弁済義務の確定時点と求償権の取得時点が同じである保証はない。むしろ両者の間にはタイムラグが生じるのが通例であろう。であれば、債務が確定した時点で対照勘定を機械的に消去するのではなく、保証債務勘定（偶発債務）と保証債務見返勘定（偶発債権）を、その確定のプロセスに合わせて段階的に消去すべきであろう。それによって債務保証取引に伴う債権、債務の発生とその消滅のプロセスを正確に描写できることになる。

ところで IAS 37 号は、債務の弁済額を負債（引当金）として見積計上し、求償権の回収可能見積額を資産として別途に計上するものとしている。しかしそれは資産負債中心観の形式的な適用であり、取引実態を必ずしも忠実に描写するものではない。

もともと債務保証取引は保証先の財政状態を独立変数として、三つのプロセスが同時に進行するものと考えることができる。第一に財政状態の悪化につれて保証債務が支払義務として徐々に確定していくプロセス、第二に支払可能性が増大するにつれて求償権の取得可能性が増大していくプロセス、そして第三にその求償権の回収可能性が低下していくプロセスである。IAS 37 号は引当金の設定を「費用の発生－負債の増加」の取引としており、債務保証取引についても、先の三つのプロセスのうち、弁済義務にのみ着目するものとなっている。

もちろん環境破壊に対する損害賠償金の支払いのように支出額がそのまま損失の発生を意味する場合にはこの枠組みに矛盾は生じない。しかし債務保証取引の場合は将来の支出額がそのまま損失の発生を意味するわけではない。その損失は IAS 37 号の引当金が直接の認識対象としていない残り二つのプロセスから生じるのであり、それは「費用の発生－資産の減少」の枠組みで理解すべきものである。

このように債務保証取引を理解するならば、前節で提起した処理方法は、当期が負担すべき債務保証損失を引当金に繰り入れるという意味で収益費用中心観に適合するだけでない。この方法は債務保証取引に伴う資産、負債の変動を忠実に表現し、当該取引から生じる損失の発生状況を総合的に描写できる点で資産負債中心観の基本思考にもより

、成 13 年 7 月 3 日) のパラグラフ 136 では「割引手形及び裏書譲渡手形については、原則として新たに生じた二次的責任である保証債務を時価評価して認識するとともに、割引による入金額又は裏書による決済額から保証債務の時価相当額を差し引いた譲渡金額から、譲渡原価である帳簿価額を差し引いた額を手形売却損益として処理する」と規定されている。設例 16 によると、手形の割引時に「保証債務（受取手形遡及義務）の時価」を評価し、 $(\text{保証債務費用}) \times (\text{保証債務}) \times (\text{仕訳をする})$ 。そして当該手形が決済されると  $(\text{保証債務}) \times (\text{保証債務取崩益}) \times (\text{仕訳をするもの})$ とされている。前者の仕訳は  $(\text{債務保証損失引当金繰入}) \times (\text{債務保証損失引当金}) \times (\text{仕訳をするもの})$ に相当する。

よく適合すると考える。<sup>21</sup>

21 筆者がかつて拙稿（「保証債務のオフバランスと債務保証損失引当金」『会計』第139巻第5号，1991年）で提起した処理方法をここでの設例にあてはめると次のとおりである。

①債務保証の実行（保証額 100）			
（保証債務見返）	100	（保証債務）	100
②決算：保証先の財政状態悪化（予想支出額 100，回収見積額 30）			
（未処分利益）	70	（債務保証損失準備金）	70
③弁済義務の確定（債務額 100）			
（保証債務）	100	（保証債務見返）	100
（保証債務求償権）	100	（保証債務未払金）	100
④弁済の実行（支出額 100）			
（保証債務未払金）	100	（現金預金）	100
（債務保証損失）	70	（保証債務求償金）	70
（債務保証損失準備金）	70	（未処分利益）	70
⑤未収金の回収（回収額 20）			
（現金預金）	20	（保証債務求償金）	30
（債務保証損失）	10		

この処理方法（以下、「準備金方式」と表記する）の特徴は、引当金がつ将来発生費用の当期計上機能と将来の支出に対する資金準備機能を切り離し、債務保証引当金の設定目的を資金準備に限定したことにある（準備金という勘定科目を用いているのはそのためである）。いいかえれば、②の時点で準備金は設定されるが損失は計上されない。求償権が存在しないところに評価損は発生しえず、その求償権を取得するのは④の時点であるというのがその根拠である。これに対して本文中で示した処理方法は、確定債権としての求償権ではなく、保証債務見返勘定によって表示されている偶発債権に減価が発生した②の時点で損失を認識するものであり、その根拠は直接融資と債務保証のもつリスクの同一性にある。現在、筆者は本文中の処理方法を望ましいものと考えているが、準備金方式も資産の定義によって有効性をもつと考えている。

むしろ準備金方式の問題点は③の処理方法にある。当時、このような処理方法を示したのは本文中で触れた「弁済義務と求償権の両者を認識しようとすれば弁済義務の認識に伴う損失の計上と求償権の認識に伴う利益の計上を避けられず、逆にこれらの損益の計上を避ければ弁済義務の発生を無視せざるをえない」というジレンマに陥ったからにはほかならない。このジレンマから逃れるために【仕訳例 2-4】と同様に未払金の相手勘定を保証債務求償権としたが、準備金方式の基本思考を生かすならば、対照勘定の段階的取り崩しを組み合わせる以下で処理方法を提起すべきであった。ここで十数年前の謬見を訂正させていただきたい。

①債務保証の実行（保証額 100）			
（保証債務見返）	100	（保証債務）	100
②決算：保証先の財政状態悪化（予想支出額 100，回収見積額 30）			
（未処分利益）	70	（債務保証損失準備金）	70
③弁済義務の確定（債務額 100）			
（保証債務）	100	（保証債務未払金）	100
④弁済の実行（支出額 100）			
（保証債務未払金）	100	（現金預金）	100
（保証債務求償金）	100	（保証債務見返）	100
（債務保証損失）	70	（保証債務求償金）	70
（債務保証損失準備金）	70	（未処分利益）	70
⑤未収金の回収（回収額 20）			
（現金預金）	20	（保証債務求償金）	30
（債務保証損失）	10		